

第2章 建設コンサルタントを取り巻く状況

2-1 建設コンサルタントを取り巻く状況

老朽化した社会資本の維持・改修、激甚化する自然災害への対応、建設生産・管理システムの変化や環境への配慮など、建設コンサルタントが果たすべき役割は年々変化・拡大しているが、少子・高齢化等による担い手不足は深刻である。

2020年4月以降拡大した新型コロナウイルス感染症は社会経済活動に大きな制約をもたらした。建設コンサルタントは、国土交通省や各自治体などの発注者と連携し、Web会議やテレワークなど様々な措置を講じながら、社会資本の整備、維持管理など各種事業の継続を推進した。公共事業の上流側の役割も果たすことで、持続可能な社会の構築に貢献することが期待されている。

また、建設業界の担い手確保に向けて、ワークライフバランスを整えながら、BIM/CIM、AI、ICT、IoTなどの新技術を導入し、生産性向上やDXの推進などの取組みも進められている。

近年改正された関係法令類においても「働き方改革」の推進が法的に義務づけられるとともに、建設コンサルタントの地位向上が図られている。

(1) 労働基準法改正（2019（平成31）年4月1日施行）

「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇取得の一部義務化」「フレックスタイム制の清算期間延長」「高度プロフェッショナル制度の創設」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」が主な改正項目である。

(2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（2024（令和6）年6月14日公布）

「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」に加え、「労働者の処遇改善」「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」「働き方改革と生産性向上」が主な改正項目である。

(3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（2024（令和6）年6月19日公布）

「災害時の緊急対応の充実強化」「働き方改革への対応」「生産性向上への取組」「測量・調査・設計の品質法上の位置づけの明確化」に加え、「担い手の確保のための働き方改革・処遇改善」「地域建設業等の維持に向けた環境整備」「新技術の活用等による生産性向上」「公共工事の発注体制の強化」「測量業の担い手確保」が主な改正項目である。

(4) 民法改正（2020（令和2）年4月1日施行）

「消滅時効に関する見直し」「請負に関する見直し」「債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化」「契約解除の要件に関する見直し」が主な改正項目である。

(5) 高齢者雇用安定法改正（2021（令和3）年4月1日施行）

65歳までの雇用確保義務に加え、「70歳までの就業確保措置を講ずる努力義務の新設」が主な改正内容である。